

5-35-0

(包紙)

〔上 大谷新九郎 〕

5-35-1

(包紙)

文政式年卯三月十九日御用日

益物魚類取扱方御決評之趣意書

御町御元ベ御兼勤築瀬親之助様より

魚座被參候御書付并新九郎其意繼キ

魚座參入候との為触出書写し

(書きかけか?)

定

一 益物魚類古來之通

差銀に売買致候魚代

5-35-2

魚座へ口達ニ而被

仰渡之覚

一 魚類益物仕切古來より

差銀売買取引ニ付仕

切歩無ニ之候所近年猥ニ

相成候趣相聞候、向後古

法之通取引売買可致候

尤宿支配人共相対取引

ニ而者売子之もの数

百人之内遠在行又者

代銀不埒人有之節漁師

とも始魚受買之もの共

難渋之筋も可有之ニ付

日々仕切銀高売立候日より

四日限之預り書魚座より

宿支配人江遣し置、右

日限ニ夫々取立預り書与

代銀引渡遺候様此度

魚座へ被仰付候間
定之外滯銀等有之
候ハ、宿支配人共より成丈
取立魚座へ差出し可申
其上ニ而弥不埒之もの
有之節^者是又魚座へ
及付届魚座より其役手へ
可申達候事

卯三月日